

ストーカー犯罪をいかに防ぐか

131204

逗子ストーカー事件被害者家族

zushi121106@hotmail.co.jp

Ⅰ 被害者家族としての思い

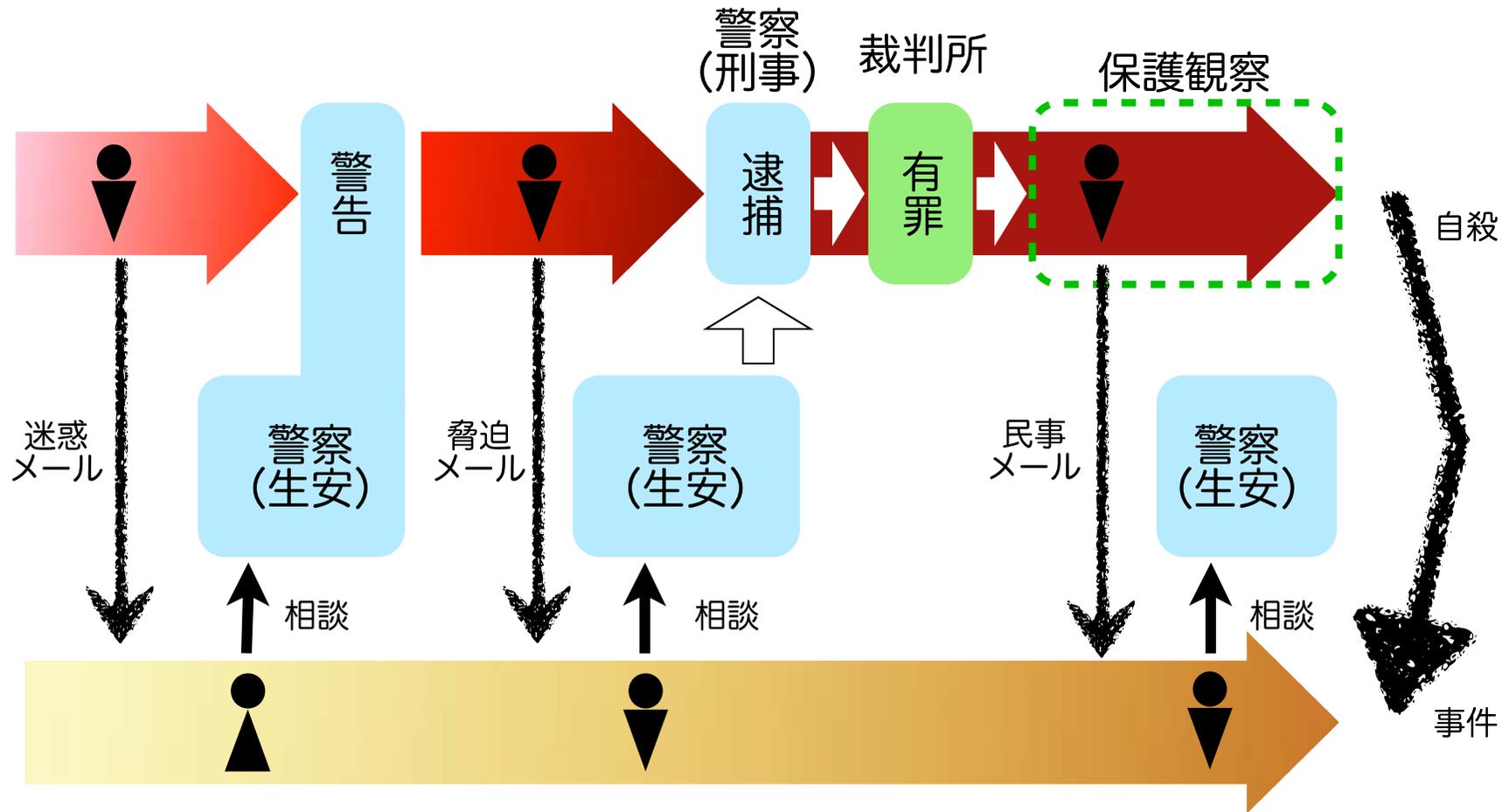
1-1 逗子ストーカー事件 (2012.11.6)

2006年

2010.12

2011.6

2012.11



2006

保護観察所と
警察の連携なし

2011.6

2012.11

警察
(刑事)

裁判所

保護観察



氏名・住所の
読み上げ

警察
(生安)

民事
メール

警察
(生安)

相談

相談

事件

メールは
規制法対象外

逗子事件後の警察への批判と対応

1.逮捕状での氏名の読み上げ

- ・ 生安課（ストーカー規制法）と刑事課（脅迫罪）の意識の違い
- ・ ⇒警察庁通達

2.メール1000通でも逮捕できない

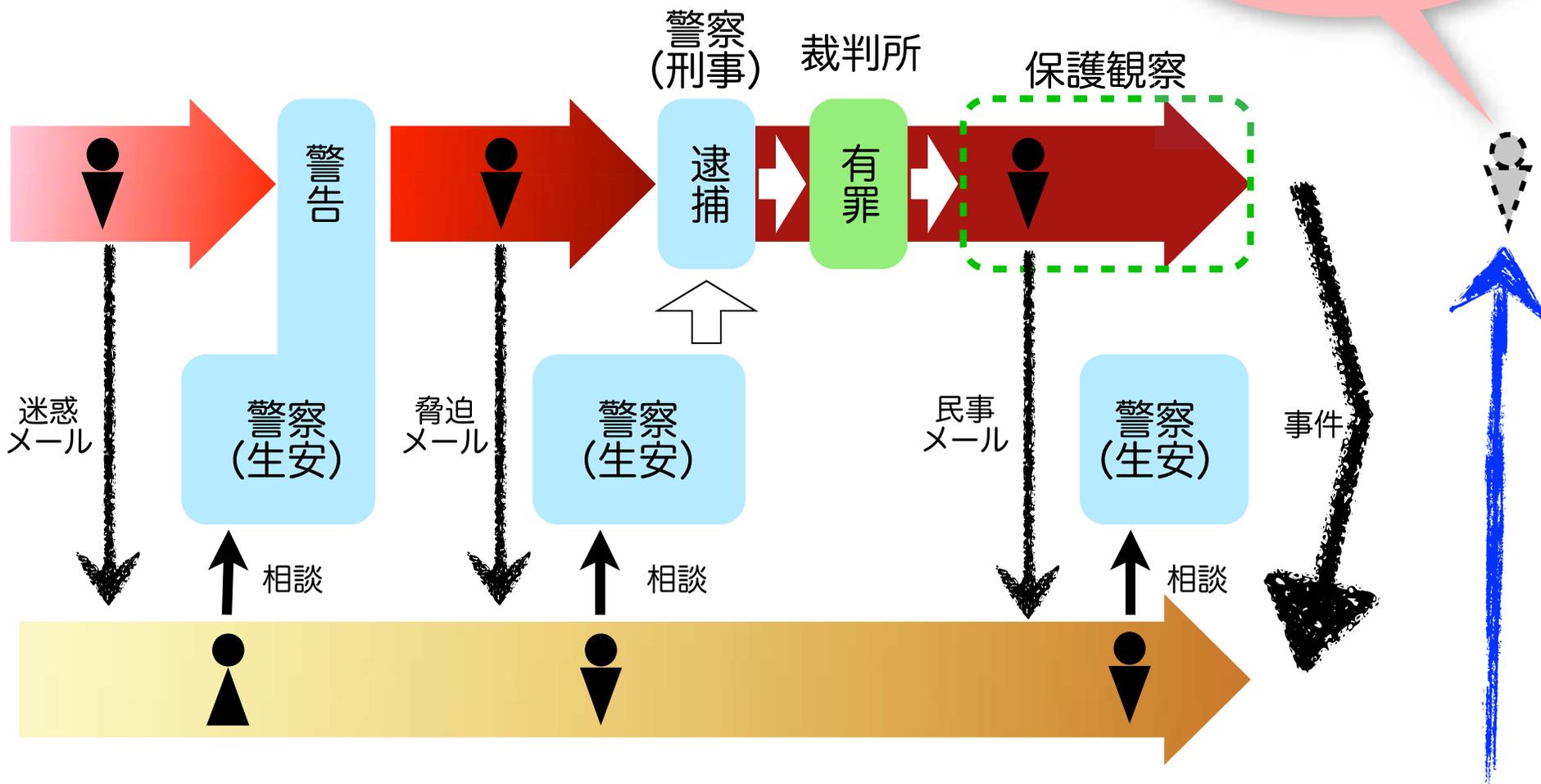
- ・ ⇒法改正

3.特別遵守事項を警察も知らなかった

- ・ ⇒警察と保護観察所の連絡会

1-2 私たち被害者家族の思い

憎むべき
「加害者」の不在



未来の事件を防ぐことのみが望み

残された「被害者家族」



エリート・ストーカーの犯罪をいかに防ぐのか？

1. 「加害者」 厳罰化で防ぐ

- ・ 「死刑」をもってしても防げないエリート・ストーカー
- ・ メールで再逮捕⇒結局1年後に事件が起きたのでは？

2. 「被害者」 保護で防ぐ

- ・ 警察のパトロール，監視カメラ⇒有効な手段は少ない
- ・ 死ぬまで逃げ続けるといけないのか？
- ・ 探偵からは逃げられない

「加害者」を止めることでしか、
妹は救えなかったのではないか？

ストーカー行為を行う加害者への対処の要求

加害者を罰してほしい

- ・私の生活を壊しておいて、相手だけそのまま暮らすのは許せない

罰を与えなくてもよいので、加害者を止めて

- ・加害者が幸せな生活をおくることでストーカー行為をやめるのなら、それで良い

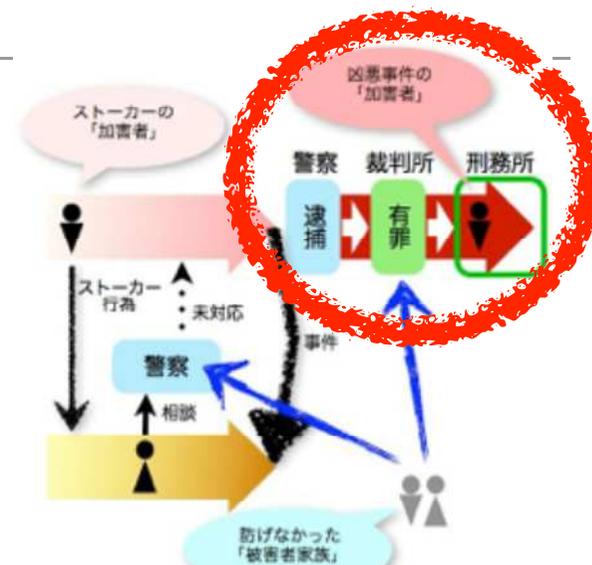
被害者を守るために、

加害者への処置・治療・臨床・ケア・支援を

私たちにとっての加害者像

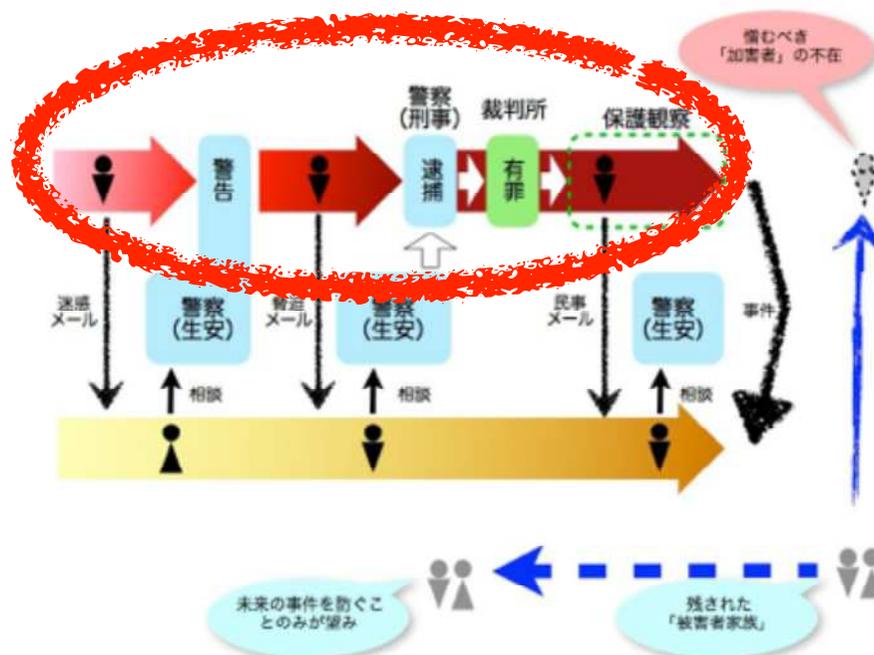
1.凶悪事件後の「加害者」はいない

- ・ただ憎むべき相手が不在



2.最後の事件を起こす前の「加害者」

- 1)迷惑行為を行う加害者
- 2)警告を受けた加害者
- 3)有罪判決を受けた加害者



II どうすればストーカー犯罪を防げるのか？

フェーズ① ストーカー行為（警告前）

- 被害者の支援
- 被害者の保護

「警察前」の被害者支援

1. 「警察前」の支援の必要性

- ・ 周囲に知られたくないetc
- ・ 探偵・弁護士は金銭的負担

2.被害者支援のNPO

- ・ 早期からの被害者支援の必要性

3.周囲の支援

- ・ 家族、学校、友人

被害者の支援の内容

1.被害者への注意喚起

- ・被害者は危険性を認識していない

2.被害者への適切な情報提供

- ・精神論ではなく、データに基づく適切な助言（すぐ逃げろ）

3.一貫した被害者支援

- ・警察への届け出支援
- ・裁判等への付き添い

フェーズ② 警告から逮捕まで

届け出の受理

ストーカーの危険度把握

迅速・確実な警告・逮捕

ストーカー被害の届け出の受理

1.対応してくれなかった警察

- ・「痴話げんかのもつれ」
- ・「別れるために警察を利用」

2.生活安全部門の最優先事項に

- ・犯罪が起きたら警察批判

3.対応の「品質保証」

- ・警察庁の対応マニュアル
- ・被害者が書面で意思表示
- ・警察署内で情報の共有

ストーカー・DV等への対応について

年 月 日 署名

1 警察にとってもらいたい対応等

(該当する項目に○を付け、その理由を書いてください。)

ア 刑事手続をとってほしい

※ 通常の手続は、被害の届出や証拠収集(被害者供述、自宅等での物証の収集等)に御協力いただきます。なお、被害届等がなくても、110番通報等により臨場した警察官が、相手方を現行犯逮捕等することがあります。)

イ 行政手続(ストーカー規制法に基づく文書警告)をとってほしい

ウ 注意、口頭警告等してもらいたい

エ 現時点では、決心できない。_____ 週・月)後を目処に確認してほしい

オ その他 (_____)

理由： _____]

2 親族、弁護士(会)、配偶者暴力相談支援センター、NPO等への相談

(該当する項目に○を付けてください)

ア 既に相談した

イ 具体的な相談予定あり

ウ 「援助申出書」記載のとおり(休日、警察に紹介された窓口等に相談予定)

エ 具体的な相談予定なし・未定

3 転居・避難の有無

(該当する項目に○を付けてください。)

ア 転居する

イ 一時避難する

ウ 避難しない

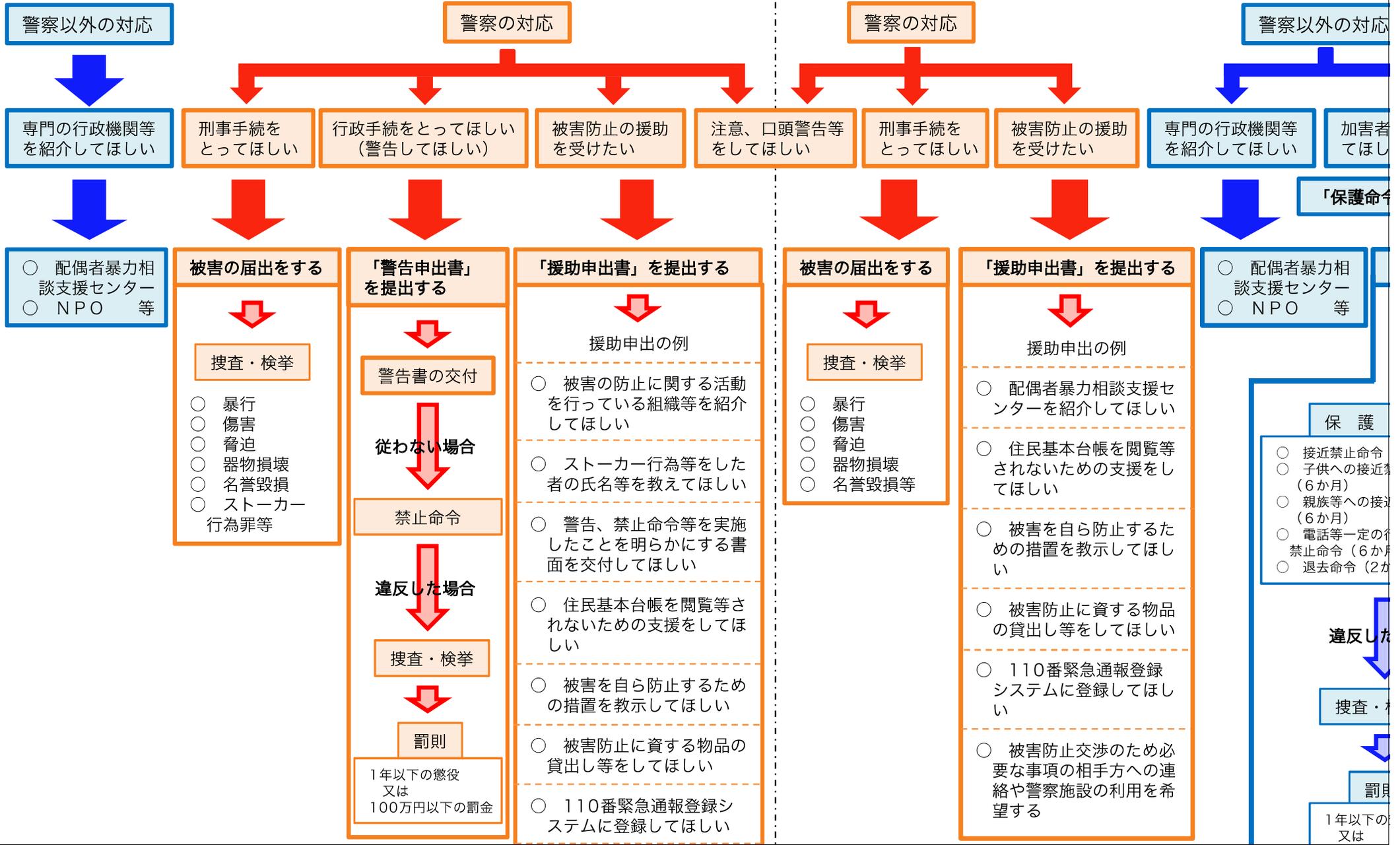
[避難しない理由： _____]

4 自由記載(この件についての考え方や今後のことで書きたいことがあれば自由に書いてください。せまくて書ききれないときは、裏面に続きを書いてください。)

ストーカー対策の流れ

DV（配偶者からの暴力）対策の流れ

※ 法的にストーカーとDVの両方に該当することがあります。



ストーカーの危険度把握

1. 増え続けるストーカーの相談

- ・ ストーカー担当署員（平均）3.2人／警察署員241人
- ・ →全てに対応することは不可

2. チェックリストの必要性

- ・ 「デカの勘」は通用しない
- ・ 統計学、心理学の専門家との協同が必要

3. チェックリストの問題点

- ・ 「保安処分」の人権問題
- ・ ネットで始まる交際：相手を知らない

迅速・確実な警告・逮捕

1.批判を受けた県警で取り組み

- ・ 神奈川、兵庫、千葉

2.人身安全事態対処プロジェクト（神奈川県警）

- ・ 県警本部に生安＋刑事で設置（65名）
- ・ デスク部門：警察署でのすべての事例をチェック
- ・ 現場部門：刑事主導で切迫性の高い事案に即応

フェーズ③ 裁判から保護観察へ

裁判所による被害者保護

保護観察所と警察の連携

被害者担当の新しい保護観察官

裁判所による被害者保護

1.被害者への配慮

- ・ 裁判官も再犯の可能性認識
- ・ →罰金刑でなく、保護観察付きの執行猶予

2.裁判所は被害者のための組織ではない

- ・ 近年、被害者遺族の裁判参加
- ・ 加えて、”まだ”生きている被害者を守る意識を

保護観察所と警察の連携

1. 逗子後の取り組み

- ・ 警察から保護観察所への照会
- ・ 保護観察所との連絡会の開催

2. 遵守事項違反後の保護観察所の対応

- ・ 1) 本人を指導（すぐに逮捕してくれるわけではない）
- ・ 2) 警察に被害者保護依頼
- ・ 3) 警察に加害者の犯罪立件・逮捕を
- ・ 4) （保護観察所が遵守事項違反で、裁判所に礼状請求・身柄確保？）
- ・ →あくまで加害者の立ち直りのための組織

被害者担当の保護観察官

1.被害者担当保護観察官の役割

- ・ 被害者の気持ちを伝える
- ・ 仮釈放時の被害者への連絡対応

2.加害者の更生プロセスのモニタリング

- ・ 「更生の状況を被害者に伝えることはありえない（役所にお任せいただきたい）」
- ・ 警察との情報交換は、これからの協議

3.保護観察所→加害者というベクトルしかない

- ・ 被害の相談→加害者への指導
- ・ 被害者の心情→加害者へ伝達

フェーズ①-③

加害者臨床・社会的包摂の必要性

加害者の治療と臨床

1.なぜ精神科医では救えなかったのか？

- ・ 3度の自殺未遂で通院・入院
- ・ 事件の5日前にも通院・抗鬱剤処方

2.加害者臨床の必要性

- ・ 診断：パーソナリティ障害
- ・ 薬物ではなく、心理臨床的手法

3.警察でも議論を開始

- ・ もはや自分たちのみでは救えない
- ・ 心の問題→まずは精神科医へ？

課題（1）再犯防止の有効性

1. ストーカーに加害者臨床は有効なのか？

- ・ 加害者の意欲がなければ変わらない？

2. 北風と太陽

- ・ Good Lives Model（中村先生）
- ・ 家族療法（正島先生）

3. 海外での対策

- ・ 認知行動療法が主要
- ・ 再犯防止の成果は？

課題（2）加害フェーズごとの実装プログラム

1.警告前：

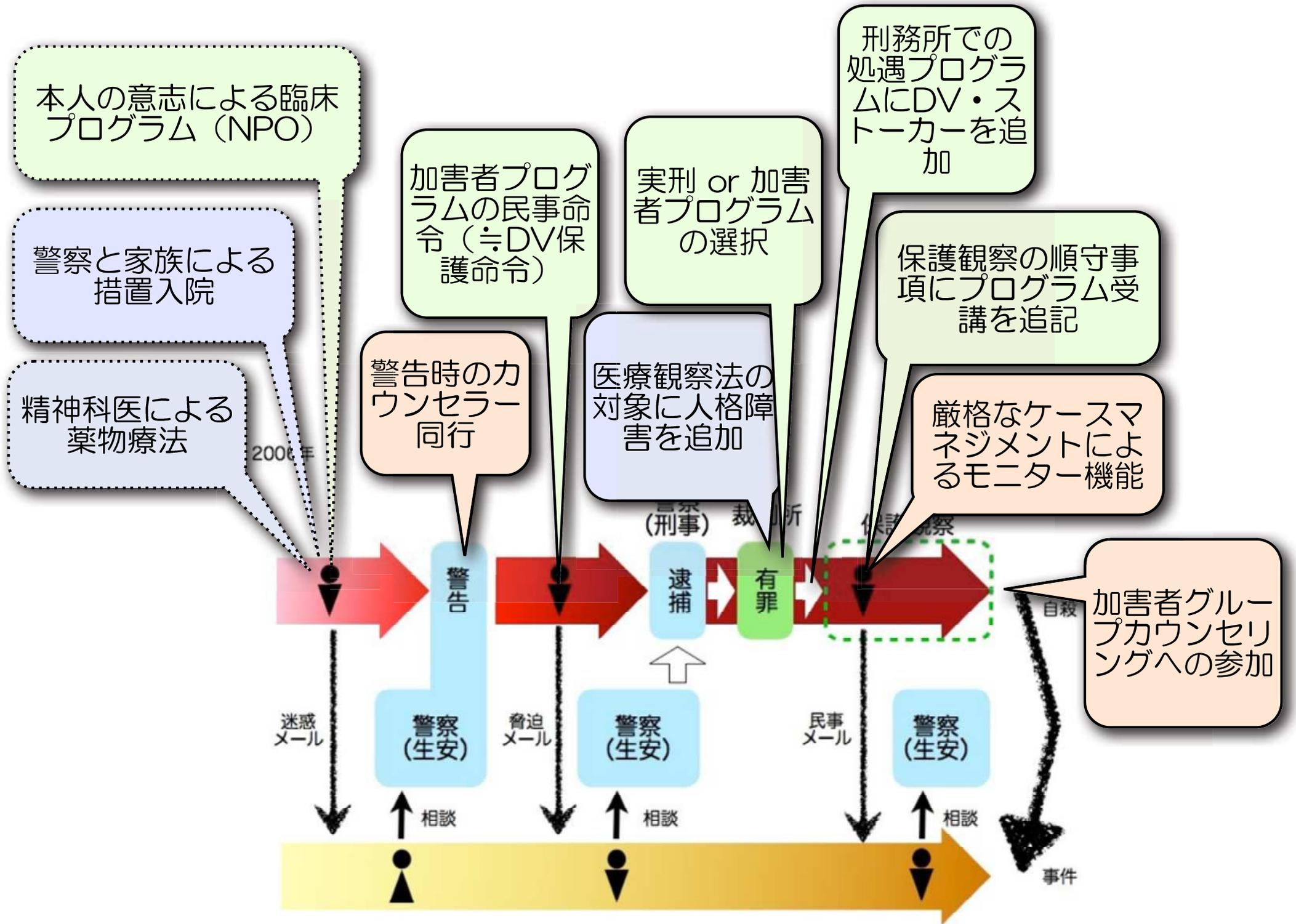
- ・ 自発的、または家族とカウンセリング
- ・ →DV:原宿カウンセリングセンター

2.警告後：

- ・ 警告とカウンセリングをセット化
- ・ →警察庁で予算化（福井裕輝先生）

3.裁判後：

- ・ 強制的な処遇プログラム
- ・ →刑務所・保護観察所での強制的なプログラム実施



社会的包摂・修復的司法

1. 孤立していった加害者

- ・ 仕事を失い自室にこもる
- ・ →より加害に集中していく

2. 居場所と友人がいれば救えたのか？

- ・ 逮捕後の仕事の復帰
- ・ 友人・コミュニティとの関係修復

加害者処遇への期待

1.加害者に対するリハビリテーション

- ・ 認知の歪みの修正
- ・ 社会的包摂

⇒再被害の防止

2.加害者に対するモニター機能

- ・ クリニック, カウンセリング, 保護観察における加害者のモニター
- ・ 加害者プライバシーより優先

⇒危険の通知

Ⅲ 研究会「逗子ストーリーカー事件を検証する」

研究会「逗子ストーカー事件を検証する」

1.2014年度に活動

- ・ テーマ別の研究会（6回）+公開シンポジウム

2.逗子事件のみを検証

- ・ ストーカー問題の大半が含まれている
- ・ 加害のプロセスを具体的に検証

3.関与する主体・分野のオールジャパン体制

- ・ 警察、裁判所、保護観察所、NPO、弁護士、福祉機関・・・
- ・ 法と心理学会、被害者学会、更生保護学会、日本臨床心理士会
- ・ 司法臨床、司法福祉、社会的包摂、修復的司法、厳罰化とポピュリズム
- ・ 新聞・テレビ、出版社、ジャーナリスト、ドキュメンタリー作家

研究会（１）：組織ごとの課題

第1回 ストーカーの防犯と取り締まり

- 警察を中心にNPO等と連携
- ストーカー行為のエスカレート防止
- ストーカー行為の取り締まり

第2回 裁判後の更生・監視

- 保護観察所を中心に警察・福祉等と連携
- 切れ目のない加害者への対処
- 被害者にとってのモニター機能

研究会（２）：被害者・加害者への継続的関与

第3回 被害者の支援・保護

- 被害者支援の主体とノウハウ
- 積極的な保護の方策

第4回 加害者の治療・社会的包摂

- フェーズごとの加害者臨床のプログラム
- ケースマネジメント：福祉との連携

研究会（3）：さらなる課題

第5回 ストーカー被害者の個人情報保護

- 公的機関の閲覧制限
- 警察・検察・裁判所での氏名読み上げ
- 探偵業の違法行為の取り締まりと照会システム

第6回 社会の中での被害者家族の役割

- 「厳罰派vs人権派」の議論の中で忘れられた「被害者保護」
- 新たな軸としても「被害者を守るための加害者対策」
- 感情論ではなく、客観的な施策を

夢

「私の小学生の娘にとって、
未来の社会がより良いものでありますように」

単にストーカー犯罪を無くすのではなく、
バランスのとれたより良い社会へ

解決のアイデアお持ちの方, ご協力お願いします

zushi121106@hotmail.co.jp